

改正案	現行
<p>（認定の請求）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>一〇六 （略）</p> <p>（証書の亡失の届出等）</p> <p>第十条 受給者は、特別児童扶養手当証書を失つたときは、直ちに、特別児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者は、前項の届出をした後、失つた特別児童扶養手当証書を発見</p>	<p>（認定の請求）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>（証書の亡失の届出等）</p> <p>第十条 受給者は、特別児童扶養手当証書を失つたときは、直ちに、特別児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者は、前項の届出をした後、失つた特別児童扶養手当証書を発見</p>

したときは、速やかに、住所地の市町村長を経由して（当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接）、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（添附書類の省略等）

第二十八条（略）

2 都道府県知事は、第一条の特別児童扶養手当認定請求書及び第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の特別児童扶養手当所得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明書（以下この項において「市町村長証明書」という。）を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停止者の住所地の市町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。ことができ、また、指定都市の長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる。この場合において、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該届書に記載しなければならない。

3～5（略）

したときは、速やかに、住所地の市町村長を経由して、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（添附書類の省略等）

第二十八条（略）

2 第一条の特別児童扶養手当認定請求書及び第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の特別児童扶養手当所得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停止者の住所地の市町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合において、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該届書に記載しなければならない。

3～5（略）

様式第一号(第一条関係)

(表 面)

※※ 第 号		※※ 第 号		※※ 第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	
※※ 受付年月日 平成 . .		※※ 提出第 号		※※ 再提出第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	
特別児童扶養手当認定請求書							
あなたのことについて	① 氏名・性別	② 生年月日	③ 配偶者の有無	④ 住所	⑤ 支払希望金融機関	⑥ 職業又は勤務先名	⑦ 勤務先所在地
	⑧ 支給対象障害児の氏名(生年月日)	(昭和 年 月 日生)	(昭和 年 月 日生)	⑨ 請求者との続柄(同居・別居の別)	(同居・別居)	(同居・別居)	(同居・別居)
	⑩ 父の氏名			⑪ 母の氏名			
	⑫ 障害による年金の受給状況	支給されている 支給停止中 支給されていない	種類 ()	支給されている 支給停止中 支給されていない	種類 ()		
⑬ 身体障害者手帳の番号及び障害等級	⑭ 障害名						
※※ 認定(支給停止)・却下	支給開始年月	対象障害児数	手当月額	支払期別金額	証書番号	※※ 添付書類	※※ 備考
		(1級) 人	円 12月	円	第 号	戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他()	
		(2級) 人	円 4月	円			
			円 8月	円			

様式第一号(第一条関係)

(表 面)

※※ 第 号		※※ 第 号		※※ 第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	
※※ 受付年月日 平成 . .		※※ 提出第 号		※※ 再提出第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	
特別児童扶養手当認定請求書							
あなたのことについて	① 氏名・性別	② 生年月日	③ 配偶者の有無	④ 住所	⑤ 支払希望金融機関	⑥ 職業又は勤務先名	⑦ 勤務先所在地
	⑧ 支給対象障害児の氏名(生年月日)	(昭和 年 月 日生)	(昭和 年 月 日生)	⑨ 請求者との続柄(同居・別居の別)	(同居・別居)	(同居・別居)	(同居・別居)
	⑩ 父の氏名			⑪ 母の氏名			
	⑫ 障害による年金の受給状況	支給されている 支給停止中 支給されていない	種類 ()	支給されている 支給停止中 支給されていない	種類 ()		
⑬ 身体障害者手帳の番号及び障害等級	⑭ 障害名						
※※ 認定(支給停止)・却下	支給開始年月	対象障害児数	手当月額	支払期別金額	証書番号	※※ 添付書類	※※ 備考
		(1級) 人	円 12月	円	第 号	戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他()	
		(2級) 人	円 4月	円			
			円 8月	円			

(日本工業規格A4列4番)

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第三号(第一条関係)

※※ 第 号		(表面)							
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		平成 年 月 日	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格	損害の程度とその金額		
※市区町村 提 出 第 号		※市区町村 再 提 出 第 号		平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	④ 被 災 状 況 の 産 物	宅 地 住 建 宅 で な い 物 そ の 財 産 の 他 の 産 物			
特別児童扶養手当被災状況書									
① 提 出 者	氏 名		証 書 記号・番号	第 号	⑤ 被 災 者	⑤保険金又は 損害賠償 金の受給 状況	受 け た 種類() 受けることができる 受けていない	金額	円
	住 所								
② 被 災 者	氏 名				③ 災 害	被災の 種 類	上記のとおり、被災状況を申し立てます。		
	被災当時の 住所又は 居所		被 災 年 月 日	平成 年 月 日			被災の 種 類	被 災 年 月 日	平成 年 月 日
④ 被 災 状 況	財産の 種 類	被災前の財産の概要とそ の価格		損害の程度とその金額	知事 殿 市長	※ 審 査	上記のとおり、被災状況を申し立てます。		
	住 宅						平成 年 月 日	氏 名	(印)
	家 財						知事 殿	市長	
	田 畑						上記のとおり、相違ありません。	平成 年 月 日	市区町村長

(日本工業規格B74番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第三号(第一条関係)

※※ 第 号		(表面)							
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		平成 年 月 日	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格	損害の程度とその金額		
※市区町村 提 出 第 号		※市区町村 再 提 出 第 号		平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	④ 被 災 状 況 の 産 物	宅 地 住 建 宅 で な い 物 そ の 財 産 の 他 の 産 物			
特別児童扶養手当被災状況書									
① 提 出 者	氏 名		証 書 記号・番号	第 号	⑤ 被 災 者	⑤保険金又は 損害賠償 金の受給 状況	受 け た 種類() 受けることができる 受けていない	金額	円
	住 所								
② 被 災 者	氏 名				③ 災 害	被災の 種 類	上記のとおり、被災状況を申し立てます。		
	被災当時の 住所又は 居所		被 災 年 月 日	平成 年 月 日			被災の 種 類	被 災 年 月 日	平成 年 月 日
④ 被 災 状 況	財産の 種 類	被災前の財産の概要とそ の価格		損害の程度とその金額	知事 殿 市長	※ 審 査	上記のとおり、被災状況を申し立てます。		
	住 宅						平成 年 月 日	氏 名	(印)
	家 財						知事 殿	市長	
	田 畑						上記のとおり、相違ありません。	平成 年 月 日	市区町村長

(日本工業規格B74番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第四号

様式第四号(第二条関係) (表 面)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . . 号	市区町村 平成 . . . 号	再提出 第 号
特別児童扶養手当額改定請求書		
① (ふりがな)	② 証 書 の	第 号
氏 名	記号・番号	
③ 住 所		
④ 支給対象障害児の氏名 (生年月日)	(昭和) (年月日生) (平成)	(昭和) (年月日生) (平成)
⑤ 請求者との続柄 (同居・別居の別)	(同居・別居)	(同居・別居)
⑥ 父の氏名		
⑦ 母の氏名		
⑧ 障害による年金の支給状況	支給されている 申請中 () 種類 ()	支給されている 申請中 () 種類 ()
⑨ 身体障害者手帳の番号及び障害等級		
⑩ 障 害 名		
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の額改定について請求します。 平成 年 月 日 氏名 (印)		
知事 殿	市長	
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数
年 月	(1級) 人	(2級) 人
	証 書	作成・改訂
	平成 . . . 第 号	

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第五号

様式第五号(第三条関係)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . . 号	市区町村 平成 . . . 号	再提出 第 号
特別児童扶養手当額改定届		
① (ふりがな)	証書の記	第 号
受給者の氏名	号・番号	
受給者の住所		
支給対象障害児でなくなった障害児又は障害の程度が低下した支給対象障害児の氏名・生年月日	改 定 の 理 由	理由の発生した年月日
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 平成 年 月 日 氏名 (印)		
知事 殿	市長	
※※ 改 定 年 月	対 象 障 害 児 数	証 書 作 成 ・ 改 訂
年 月	(1級) 人	(2級) 人
		平成 . . . 第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第四号

様式第四号(第二条関係) (表 面)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . . 号	市区町村 平成 . . . 号	再提出 第 号
特別児童扶養手当額改定請求書		
① (ふりがな)	② 証 書 の	第 号
氏 名	記号・番号	
③ 住 所		
④ 支給対象障害児の氏名 (生年月日)	(昭和) (年月日生) (平成)	(昭和) (年月日生) (平成)
⑤ 請求者との続柄 (同居・別居の別)	(同居・別居)	(同居・別居)
⑥ 父の氏名		
⑦ 母の氏名		
⑧ 障害による年金の支給状況	支給されている 申請中 () 種類 ()	支給されている 申請中 () 種類 ()
⑨ 身体障害者手帳の番号及び障害等級		
⑩ 障 害 名		
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の額改定について請求します。 平成 年 月 日 氏名 (印)		
知事 殿	市長	
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数
年 月	(1級) 人	(2級) 人
	証 書	作成・改訂
	平成 . . . 第 号	

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第五号

様式第五号(第三条関係)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . . 号	市区町村 平成 . . . 号	再提出 第 号
特別児童扶養手当額改定届		
① (ふりがな)	証書の記	第 号
受給者の氏名	号・番号	
受給者の住所		
支給対象障害児でなくなった障害児又は障害の程度が低下した支給対象障害児の氏名・生年月日	改 定 の 理 由	理由の発生した年月日
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 平成 年 月 日 氏名 (印)		
知事 殿	市長	
※※ 改 定 年 月	対 象 障 害 児 数	証 書 作 成 ・ 改 訂
年 月	(1級) 人	(2級) 人
		平成 . . . 第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第六号

様式第六号(第四条関係) (表 面)

※※整理番号 第 号 ※市区町村 受付年月日 平成 . . ※市区町村提出 平成 . .

特別児童扶養手当所得状況届 (平成 年分)

①証書記号・番号第	②氏名	③住所	④受給者			⑤配偶者			⑥扶養義務者		
氏名											
⑦控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))											
⑧⑦以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童											
⑨所得額											
控除											
除											
⑩社会保険料等相当額											
⑪控除後の所得額											
障害児名簿											
⑫本年8月1日における支給対象障害児の状況											
上記のとおり、所得状況を届け出ます。											
知事 殿 氏名 印											
市長 殿											
※※証書作成 平成 年 月 日											

④～⑩欄の記載事項 ⑪の欄及びその他の欄の記載事項

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日 市区町村長 印

※※ 所得制限額 以上・未満

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第八号

様式第八号(第十条関係) (表 面)

※※第 号 (表 面)

※経由 市区町村名 ※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日

※市区町村 平成 年 月 日 ※市区町村 平成 年 月 日

提出第 号 再提出 平成 年 月 日

特別児童扶養手当証書亡失届

①(ふりがな)氏名	②証書記号・番号	第 号
③住所		
④証書を失った日		
⑤証書を失ったときの事情		

上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。

平成 年 月 日 氏名 印

知事 殿

市長 殿

※※証書作成 平成 年 月 日

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書でつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

様式第六号

様式第六号(第四条関係) (表 面)

※※整理番号 第 号 ※市区町村 受付年月日 平成 . . ※市区町村提出 平成 . .

特別児童扶養手当所得状況届 (平成 年分)

①証書記号・番号第	②氏名	③住所	④受給者			⑤配偶者			⑥扶養義務者		
氏名											
⑦控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))											
⑧⑦以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童											
⑨所得額											
控除											
除											
⑩社会保険料等相当額											
⑪控除後の所得額											
障害児名簿											
⑫本年8月1日における支給対象障害児の状況											
上記のとおり、所得状況を届け出ます。											
知事 殿 氏名 印											
市長 殿											
※※証書作成 平成 年 月 日											

④～⑩欄の記載事項 ⑪の欄及びその他の欄の記載事項

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日 市区町村長 印

※※ 所得制限額 以上・未満

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第八号

様式第八号(第十条関係) (表 面)

※※第 号 (表 面)

※経由 市区町村名 ※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日

※市区町村 平成 年 月 日 ※市区町村 平成 年 月 日

提出第 号 再提出 平成 年 月 日

特別児童扶養手当証書亡失届

①(ふりがな)氏名	②証書記号・番号	第 号
③住所		
④証書を失った日		
⑤証書を失ったときの事情		

上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。

平成 年 月 日 氏名 印

知事 殿

市長 殿

※※証書作成 平成 年 月 日

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書でつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

様式第九号

様式第九号(第十一条関係)

※※第 号	(表 面)		
※経 由 市区町村名	市区町村 受付年月日	平成 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号	市区町村 再 提 出	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
<u>特別児童扶養手当資格喪失届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名		証 書 の 記号・番号	第 号
受給者の住所			
受給資格がなく なった理由	イ ロ ハ ニ ホ へ ト チ リ		
理由が発生した 日	平成 年 月 日		
上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。			
平成 年 月 日		氏 名 (印)	
知事 殿			
※※ 通 知 平成 年 月 日	第 号		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

様式第十号

様式第十号(第十三条関係)

※※第 号	(表 面)		
※経 由 市区町村名	※市区町村 受付年月日	平成 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号	※市区町村 再 提 出	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
<u>未支給特別児童扶養手当請求書</u>			
①死亡者 氏 名	(ふりがな)	証 書 記号・番号	第 号
住 所		死亡した日	平成 年 月 日
②障害児 氏 名	(ふりがな)	支 払 希 望 金 融 機 関	名 称 口 座 番 号
住 所			
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。			
平成 年 月 日		請求者氏名 印	
知事 殿			
※※資格喪失 通 知 第 号	平成 年 月 日	※※未支給手当 支 給 通 知	平成 年 月 日

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格A列4番)

様式第九号

様式第九号(第十一条関係)

※※第 号	(表 面)		
※経 由 市区町村名	市区町村 受付年月日	平成 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号	市区町村 再 提 出	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
<u>特別児童扶養手当資格喪失届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名		証 書 の 記号・番号	第 号
受給者の住所			
受給資格がなく なった理由	イ ロ ハ ニ ホ へ ト チ リ		
理由が発生した 日	平成 年 月 日		
上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。			
平成 年 月 日		氏 名 (印)	
知事 殿			
※※ 通 知 平成 年 月 日	第 号		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

様式第十号

様式第十号(第十三条関係)

※※第 号	(表 面)		
※経 由 市区町村名	※市区町村 受付年月日	平成 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号	※市区町村 再 提 出	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
<u>未支給特別児童扶養手当請求書</u>			
①死亡者 氏 名	(ふりがな)	証 書 記号・番号	第 号
住 所		死亡した日	平成 年 月 日
②障害児 氏 名	(ふりがな)	支 払 希 望 金 融 機 関	名 称 口 座 番 号
住 所			
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。			
平成 年 月 日		請求者氏名 印	
知事 殿			
※※資格喪失 通 知 第 号	平成 年 月 日	※※未支給手当 支 給 通 知	平成 年 月 日

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者 氏 名		受給資格者 住 所	
支給停止の期間	平成 年 月から 平成 年 月まで	証 書 記 号 ・ 番 号	第 号
備 考			
<p>あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿 市 長</p>			

◎ 裏面の注意を読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二

様式第十一号(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当認定通知書			
受給者氏名		受給者住所	
支給対象障 害児の氏名	(1級)	(1級)	(1級)
	(2級)	(2級)	(2級)
	(1級)	(1級)	(1級)
支給対象障 害児数	(1級) 人	支給手当月額	円
	(2級) 人		
支給開始 年 月	平成 年 月分から	証書記号 番 号	第 号
備 考			
<p>平成 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿 市 長</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号

様式第十一号の二(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者 氏 名		受給資格者 住 所	
支給停止の期間	平成 年 月から 平成 年 月まで	証 書 記 号 ・ 番 号	第 号
備 考			
<p>あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意を読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二

様式第十一号(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当認定通知書			
受給者氏名		受給者住所	
支給対象障 害児の氏名	(1級)	(1級)	(1級)
	(2級)	(2級)	(2級)
	(1級)	(1級)	(1級)
支給対象障 害児数	(1級) 人	支給手当月額	円
	(2級) 人		
支給開始 年 月	平成 年 月分から	証書記号 番 号	第 号
備 考			
<p>平成 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号

様式第十三号(第十九条関係)

(表 面)

第 号			
<u>特別児童扶養手当額改定通知書</u>			
受給者氏名	住所	証記号・番号	第 号
新たに対象となる障害児名		(1)	(2)
改定前	支給対象障害児数	(1級) 人	改定後
		(2級) 人	支給対象障害児数
手当月額	円	手当月額	円
改定年月	平成 年 月分		
備考			
上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。 平成 年 月 日			
知事			印
殿			

(日本工業規格 A列4番)

注意

- これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)に対し審査請求することができます。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十三号

様式第十二号(第十八条関係)

第 号	
<u>特別児童扶養手当認定請求却下通知書</u>	
氏 名	
住 所	
却下した理由	
平成 年 月 日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありました。上記のとおり却下しましたので通知します。 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)に対し審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 平成 年 月 日	
知事	
印	
殿	

(日本工業規格 A列4番)

様式第十二号

様式第十三号(第十九条関係)

(表 面)

第 号			
<u>特別児童扶養手当額改定通知書</u>			
受給者氏名	住所	証記号・番号	第 号
新たに対象となる障害児名		(1)	(2)
改定前	支給対象障害児数	(1級) 人	改定後
		(2級) 人	支給対象障害児数
手当月額	円	手当月額	円
改定年月	平成 年 月分		
備考			
上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。 平成 年 月 日			
知事			印
殿			

(日本工業規格 A列4番)

注意

- これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十三号

様式第十二号(第十八条関係)

第 号	
<u>特別児童扶養手当認定請求却下通知書</u>	
氏 名	
住 所	
却下した理由	
平成 年 月 日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありました。上記のとおり却下しましたので通知します。 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 平成 年 月 日	
知事	
印	
殿	

(日本工業規格 A列4番)

様式第十二号

様式第十五号(第二十四条関係)

第 号			
特別児童扶養手当資格喪失通知書			
氏 名	証 書 記号・番号	第 号	
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事 印</p> <p style="text-align: center;">殿 市長</p>			

(日本工業規格 A列4番)

様式第十五号

様式第十四号(第十九条関係)

第 号			
特別児童扶養手当額改定請求却下通知書			
請求者氏名	証 書 記号・番号	第 号	
請求者住所			
却下した理由			
平成 年 月 日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事 印</p> <p style="text-align: center;">殿 市長</p>			

(日本工業規格 A列4番)

様式第十四号

様式第十五号(第二十四条関係)

第 号			
特別児童扶養手当資格喪失通知書			
氏 名	証 書 記号・番号	第 号	
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

(日本工業規格 A列4番)

様式第十五号

様式第十四号(第十九条関係)

第 号			
特別児童扶養手当額改定請求却下通知書			
請求者氏名	証 書 記号・番号	第 号	
請求者住所			
却下した理由			
平成 年 月 日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

(日本工業規格 A列4番)

様式第十四号

様式第十七号(第三十一条関係)

(表面)

特別児童扶養手当受給資格調査員証		第 号
写 真	官 職 又は職名	平成 年 月 日 交付
	氏 名	
	生年月日	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。	
都 道 府 県 知 事 政令指定都市市長		印

(裏面)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 障害児が、正当な理由がなく、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(調査)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは唐科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第十七号(第三十一条関係)

(表面)

特別児童扶養手当受給資格調査員証		第 号
写 真	官 職 又は職名	平成 年 月 日 交付
	氏 名	
	生年月日	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。	
都 道 府 県 知 事		印

(裏面)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 障害児が、正当な理由がなく、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(調査)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは唐科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。